



(資料⑦)

第4次宍粟市DV防止・被害者等支援基本計画

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

《概要版（案）》



令和 年 月 宍粟市子育て支援課

計画策定の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づき、配偶者等暴力対策基本計画の策定において、県は義務、市町は努力義務となっており、現行における宍粟市の計画では、「第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画（以下、「第3次DV防止計画」という。）」を策定しDV防止に向けた取組を進めてきたところです。

一方で、女性をめぐる課題は複雑化、多様化、複合化しており、さまざまな課題が顕在化したことを受け、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援法」という。）」が成立（令和6年4月施行）し、困難な問題を抱える女性への支援計画（以下、「女性支援計画」という。）の策定についても、DV防止計画と同様に努力義務となりました（女性支援法第8条第3項）。

このような状況の中、第3次DV防止計画の計画期間が令和7年度末をもって期間満了となることから、DV防止計画と女性支援計画は、政策的に関連が深いため、両計画を一体化し、本市におけるDV防止対策及びDV被害者や困難な問題を抱える女性への支援体制をさらに促進するため、『第4次宍粟市DV防止・被害者等支援基本計画（以下、「第4次DV防止等計画」という。）』を策定します。

計画の対象

【DV防止法】

元配偶者、事実婚の相手及び元事実婚であった者の暴力のほか、生活の本拠を共にする交際相手及び当該交際相手であった者からの暴力、さらには、生活の本拠を共にしない交際相手及び当該交際相手であった者からの暴力を含めます。また、男性、女性の性別は問わず、同性間のパートナーも含まれます。

暴力の形態には、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれます。

【女性支援法】

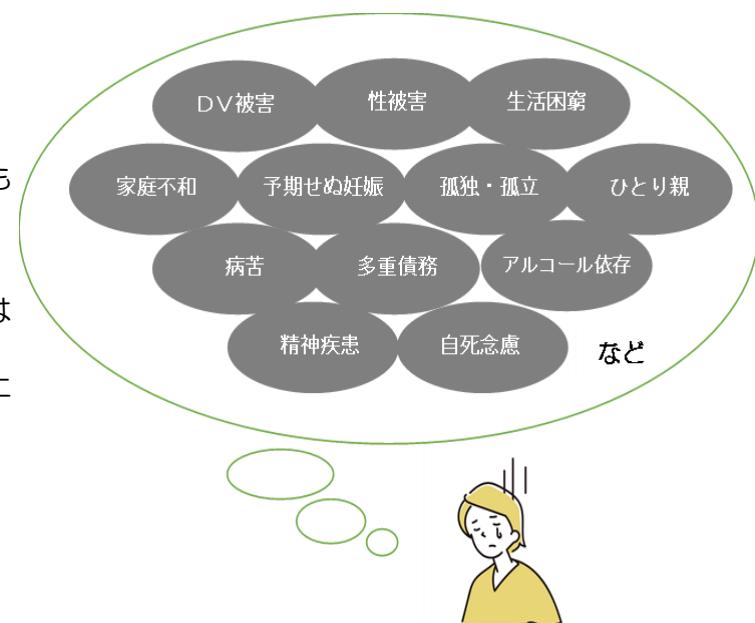
性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他さまざまな事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）。

※ DV被害者、性犯罪・性暴力被害者、ストーカー被害者、住宅確保要配慮者、売春防止法において婦人保護事業の対象となっていた人、親等から虐待を受けている人 など



計画の期間

本計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。
ただし、DV防止法及び女性支援法の改正や社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて見直します。



宍粟市のDVに関する状況

1. 相談件数



DV相談者数は令和元年度から令和6年度にかけて10人前後で推移しており、令和2年度以降においては、DVに関する理解を深めるための普及啓発を積極的に行なったことやコロナ禍が重なり、相談者や相談回数は増加しました。

2. DVに対する意識 (有効回答数 1,140 件 男性 475 人(41.7%) 女性 654 人(57.4%))

ア DVを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか(複数回答可)

選択項目	前回結果(H30)	今回結果(R6)	男女別の回答割合
DVを受けたことがある	7.7%	4.6%	男性 2.5%、女性 6.1%
DVをふるったことがある	4.2%	2.3%	男性 4.8%、女性 0.5%
DVを知識として知っている	57.8%	61.5%	男性 62.7%、女性 61.2%
デートDVを受けたことがある	2.8%	1.2%	男性 0.6%、女性 1.7%
デートDVをふるったことがある	1.3%	0.4%	男性 1.1%、女性 0%

「DV(デートDV)を受けたことがある」、「DV(デートDV)をふるったことがある」と回答した人の割合は前回に比べ減少しているとともに、「DVを知識として知っている」と回答した人の割合は前回結果(57.8%)に比べ、61.5%となり改善しています。

※男女別の回答割合：男性または女性の全体数における回答の割合となるため、男女あわせた全体数の割合と一致しない。

イ DVを受けた際の相談先(複数回答可)
※「DVを受けたことがある」と回答した人が対象

選択項目	前回結果(H30)	今回結果(R6)
どこ(だれ)にも相談しなかった	45.2%	45.0%
家族や親族	34.4%	40.0%
友人・知人	25.8%	13.3%
職場・アルバイト関係先	7.5%	8.3%
警察や公的相談窓口など	16.2%	15.0%

ウ DVを相談しなかった理由(複数回答可)
※「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人が対象

選択項目	前回結果(H30)	今回結果(R6)
自分さえ我慢すればよいと思った	38.1%	44.4%
相談しても無駄だと思った	40.5%	40.7%
相談することではないと思った	35.7%	14.8%
DVの認識が無かった	23.8%	11.1%
誰に相談してよいのかわからなかった	14.3%	25.9%

DVを受けたときに「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人の割合は全体で45.0%となっており、前回(45.2%)から依然と高い水準となっています。また、「相談した」と回答した人の相談先は、家族や友人等の割合が高い傾向となっています。なお、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人で「誰に相談してよいのかわからなかった」と回答した人の割合は25.9%と高くなっています。

第4次DV防止等計画の基本的な考え方

1. 計画改定の要点

- (1) DV防止法の改正内容（保護命令の対象拡大など）を反映するとともに、女性支援法の内容を包含し、当事者に寄り添った支援等を進めています。
- (2) それぞれの取組を明確化させるため、基本目標を「啓発」、「相談体制」、「安全確保」、「自立支援」、「推進体制」の5本柱として設定します。
- (3) 効果的な取組については、引き続き取組を推進していくとともに、現状や市民アンケート意識調査から把握できる課題については、解決に向けた取組を充実させていきます。

2. 基本理念

第4次DV防止等計画においても第1次DV防止計画から掲げる基本理念の趣旨を踏襲しつつ、今回、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する内容もふまえた計画とすることから、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちをめざし、基本理念を次のように定めます。

一人ひとりが尊重され、DVのない、
いきいきと安心して暮らせるまち しそう



3. 基本目標

宍粟市におけるDV防止、当事者に対する支援の施策を実施するにあたり、基本理念「一人ひとりが尊重され、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち しそう」の実現に向けて、以下の基本目標に基づき、各種施策に取り組みます。



- | | |
|-------|-----------------|
| 基本目標Ⅰ | DV等暴力を許さない社会づくり |
| 基本目標Ⅱ | 相談体制の充実 |
| 基本目標Ⅲ | 安全確保の体制づくり |
| 基本目標Ⅳ | 自立支援の推進 |
| 基本目標Ⅴ | 推進体制の強化 |



具体的な施策の展開

基本目標Ⅰ DV等暴力を許さない社会づくり		
施策目標	基本施策	主な取組
1. DV等の暴力に関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実	①市における普及啓発の推進	◎市公式サイト等を活用した啓発及びロビー展やパープルライトアップ等による啓発 ◎DV関連講座やセミナー等の開催及び男女共同参画セミナーの開催 ◎DV防止法の改正による保護命令制度拡充の周知 ◎災害発生時の避難所における、女性や子どもが暴力などに巻き込まれないための啓発や対策
	②男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	◎地域や学校における男女共同参画の啓発及びDV等暴力防止学習の実施 ◎国等による加害者更生プログラムの情報収集及び今後の支援の検討
	③被害者も加害者もつくらない教育の推進	◎各発達段階に応じた人権尊重や男女平等の意識を育む教育の推進及び暴力行為等の対処法に係る学習機会の提供 ◎教育関係者に対するDV等暴力に関する情報提供及び学習の機会の提供
	④デートDV防止対策の強化	◎デートDVに関するポスターを作成する等、高校生等を対象に予防啓発を推進 ◎ネットパトロールをはじめ、インターネット上の個人情報流出やネットいじめ、デートDVの早期発見や対策の実施
基本目標Ⅱ 相談体制の充実		
2. 相談体制の充実	⑤相談窓口の周知	◎相談窓口の広報・啓発について、市公式サイト等の活用や市内民間施設等へカードやパンフレットの配布 ◎相談相手となる第三者からも積極的かつ適切に当事者を相談窓口へ誘導できるようにする啓発 ◎母子健康手帳の交付時に相談窓口等に関するパンフレットの配布や、妊娠中の相談における課題把握及び支援
	⑥相談員の資質向上と支援機能の充実	◎配偶者暴力相談支援センターの設置についての検討 ◎相談員等に対する研修機会の確保や、メンタルヘルス相談の実施 ◎医療的支援が必要な加害者の適切な相談窓口への誘導
3. 早期発見に向けた連携	⑦関係機関等との連携による被害等の早期発見	◎関係機関への相談窓口等に関する情報提供や相互連携の仕組みを構築 ◎学校、民生委員・児童委員、主任児童委員等に対する当事者の早期発見に向けた意識啓発や相談窓口等の情報提供 ◎通報者に対して、当事者の意思と安全に配慮した相談勧奨の依頼及び緊急時対応情報の提供
4. 外国人、障がいのある人、高齢者、性的少數者等の人々への支援	⑧多様な状況に応じた支援	◎一人ひとりの課題や支援ニーズをふまえた対応・支援
	⑨外国人の支援	◎通訳アプリの活用など、言葉や文化の違い等に配慮した対応
	⑩障がいのある人、高齢者、性的少數者の人々への支援	◎障がいのある人、高齢者、性的少數者への支援情報提供及び関係機関との連携
基本目標Ⅲ 安全確保の体制づくり		
5. 一時保護支援と被害者の安全確保	⑪一時保護支援の充実	◎兵庫県女性家庭センター及び警察との連携強化 ◎精神的安定ケアに向けた兵庫県女性家庭センターや家庭児童相談室等関係機関等と連携
	⑫相談窓口における秘密の保持と安全の確保	◎相談窓口における相談者のプライバシーと安全の確保や、支援に関する安全な情報共有の仕組みや情報の保護
	⑬安全の確保と徹底	◎当事者に対して、保護命令の制度や手続き等の情報提供及び保護命令に伴う家庭児童相談室や学校園等との連携 ◎当事者の住民基本台帳の支援措置制度や、税金関係や健康保険等に関する情報の保護について助言及び情報管理の徹底

基本目標IV 自立支援の推進		
施策目標	基本施策	主な取組
6. 自立支援（生活再建に向けた支援）	⑯当事者に寄り添った自立支援	◎当事者の意思を尊重したニーズの把握及び情報提供・相談対応 ◎必要に応じた離婚や親権等の司法手続に関する情報提供
	⑰住居の確保に向けた支援	◎母子生活支援施設や女性自立支援施設の活用 ◎住居確保給付金や市営・県営住宅の入居条件等の情報提供及び入居制度の活用
	⑱就労の支援	◎ハローワークや宍粟市無料職業紹介所（わくわくステーション）、就労支援担当相談員との連携 ◎当事者の就労に関する企業理解促進に向けたチラシ作成及び関係課や関係機関と連携した広報
	⑲各種制度を活用した支援（経済的支援等）	◎生活再建に向けた各種支援制度の活用 ◎府内の諸手続きを一元的に対応するワンストップサービスの体制づくり及び転居先の他市町との連携
	⑳自立のための心のケア	◎心理相談やカウンセリング機関の情報提供
7. 子どもの健やかな成長への支援	㉑子どもの心のケア	◎要保護児童対策地域協議会による支援方針等の情報共有 ◎学校園等との連携による継続的な子どもの見守りや、家庭環境に不安を抱く子どもに対する定期的な教育相談等の実施
	㉒就学支援と安全の確保	◎避難先の教育委員会等の関係機関と連携した転校等の手続の支援
基本目標V 推進体制の強化		
8. 関係機関相互の連携と協力	㉓関係機関との支援ネットワークによる連携の強化	◎支援体制の共通認識や充実に向けた宍粟市DV防止ネットワーク会議の開催 ◎一時保護施策の広域的な連携や自立支援の円滑化に向けた、県との情報共有や広域関係機関との連携強化
	㉔府内推進体制の整備	◎DV防止等計画の進捗状況検証と府内の支援体制の共通認識や充実に向けたDV対策府内調整会議の開催
	㉕児童虐待防止施策との連携強化	◎家庭児童相談室をはじめ、児童虐待防止施策に関連する機関との連携強化
9. 支援を担う関係者的人材育成	㉖職務関係者に対する研修等の強化	◎DV防止ネットワーク会議やDV対策府内調整会議による、支援に関する知識やスキルについての情報共有・交換 ◎市職員を対象とした個人情報の取扱、相談窓口へのつなぎ等の研修を実施

数値目標

第4次DV防止等計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

目標達成に向け、相談窓口の周知や予防啓発に向けた取組を推進します。

数値目標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
「デートDV」ということばの認知度（内容を知っている）	43.7%	76.0%
DV等について相談できる窓口の認知度（知っている）	—	76.0%
配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合	男性	35.7%
	女性	58.7%
		70.0%

